



発行 新潟県

第80号

令和3年10月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 1120 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定(福祉保健総務課)
- 1121 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の廃止届(福祉保健総務課)
- 1122 救急病院等の指定(地域医療政策課)
- 1123 救急病院等の指定(地域医療政策課)
- 1124 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1125 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(高齢福祉保健課)
- 1126 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1127 保安林の指定解除予定(治山課)
- 1128 保安林の指定(治山課)
- 1129 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
- 1130 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1131 道路の区域変更(道路管理課)
- 1132 道路の供用開始(道路管理課)
- 1133 道路の区域変更(道路管理課)
- 1134 道路の供用開始(道路管理課)
- 1135 道路の区域変更(道路管理課)
- 1136 道路の供用開始(道路管理課)
- 1137 道路の区域変更(道路管理課)
- 1138 道路の供用開始(道路管理課)
- 1139 二級建築士又は木造建築士の免許取消し(建築住宅課)

公 告

特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

選挙管理委員会規程

14 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

- 57 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日(選挙管理委員会)
- 58 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定(選挙管理委員会)

公安委員会規則

9 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)

告 示

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和3年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
佐藤 啓太(柔道整備)	新発田名倉堂接骨院	新発田市住吉町5丁目11-5 イオンモール新発田2階238	令和3年9月21日

◎新潟県告示第1121号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	廃止年月日
川上 竜治(柔道整備)	けやき整骨院	長岡市喜多町字下川原1000-1 喜多町プラザ1F	令和3年4月19日

◎新潟県告示第1122号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

令和3年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟県立新発田病院
- 2 所 在 地 新発田市本町1-2-8
- 3 有効期間 令和3年11月1日から
令和6年10月31日まで

◎新潟県告示第1123号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

令和3年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟医療センター
- 2 所 在 地 新潟市西区小針3丁目27番11号
- 3 有効期間 令和3年10月1日から
令和6年9月30日まで

◎新潟県告示第1124号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

令和3年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	やさしい手東城訪問介護事業所	新潟県上越市東城町2丁目3番77号	株式会社やさしい手	令和3年10月1日
通所介護	雪あかりデイサービスセンター	新潟県小千谷市元町10番1号	社会福祉法人苗場福祉会	令和3年10月1日

訪問看護	訪問看護ステーションか けはし	新潟県村上市緑町1 丁目10番12号	合同会社TSK	令和3年10月1 日
訪問看護 介護予防訪問看護	優っくり訪問看護ステー ション	新潟県村上市松山201 番地1	医療法人新光会 (社団)	令和3年10月1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	特別養護老人ホームまお ろしの郷	新潟県五泉市馬下 1429番地	社会福祉法人中東 福祉会	令和3年10月1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	特別養護老人ホーム雪あ かり	新潟県小千谷市元町 10番1号	社会福祉法人苗場 福祉会	令和3年10月1 日

◎新潟県告示第1125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

令和3年10月15日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
特別養護老人ホームま おろしの郷	新潟県五泉市馬下1429番地	社会福祉法人中東福祉会	令和3年10月1日
特別養護老人ホーム雪 あかり	新潟県小千谷市元町10番1号	社会福祉法人苗場福祉会	令和3年10月1日

◎新潟県告示第1126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和3年10月15日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
有限会社新発田 介護センター	新潟県新発田市 東新町4丁目1番 10号	有限会社新発田 介護センター	訪問介護	令和3年8月 19日	令和3年9月 30日
健康倶楽部かわ ぐち老人デイサ ービスセンター	新潟県長岡市西 川口1247番地1	社会福祉法人苗 場福祉会	通所介護	令和3年9月 14日	令和3年9月 30日
特別養護老人ホ ームまおろしの 郷	新潟県五泉市馬 下1429番地	社会福祉法人中 東福祉会	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	令和3年8月 27日	令和3年9月 30日

◎新潟県告示第1127号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年10月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県新潟市西蒲区角田浜字宮沢1044の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第1128号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年10月15日

新潟県糸魚川地域振興局長

- 1 保安林の所在場所
新潟県糸魚川市大字平字根子屋1869の1
- 2 指定の目的
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県糸魚川地域振興局農林振興部及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和3年10月18日から令和3年11月15日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月15日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
阿賀野市 阿賀野川土地改良区	阿賀野川土地改良区	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し	阿賀野市役所、新発田市役所地域整備庁舎、新潟市北区役所及び新潟市江南区役所	第48条

- 1 異議の申出について
この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
- 2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて
 - (1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - (2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、上越市及び妙高市の一部を受益地域とする県営木島地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年10月18日から令和3年11月15日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び妙高市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 佐渡一周線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市二見158番1から	新	6.8～23.4メートル	236.4メートル

同市二見152番3まで	旧	6.8～14.0メートル	236.5メートル
-------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第1132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月15日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市二見158番1から同市二見152番3まで
- 3 供用開始の期日 令和3年10月15日

◎新潟県告示第1133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月15日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市高瀬408番1から 同市高瀬1238番1まで	新	7.2～23.4メートル	165.6メートル
	旧	7.2～23.4メートル	166.8メートル

◎新潟県告示第1134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月15日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市高瀬408番1から同市高瀬1238番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年10月15日

◎新潟県告示第1135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月15日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市岩谷口500番13から 同市岩谷口500番8まで	新	6.9～34.0メートル	227.4メートル
	旧	6.9～15.9メートル	233.0メートル

◎新潟県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市岩谷口500番13から同市岩谷口500番8まで
- 3 供用開始の期日 令和3年10月15日

◎新潟県告示第1137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市真更川字古屋237番3から 同市真更川字沢330番1まで	新	(A) 5.2～9.0メートル	99.8メートル
		(B) 6.0～17.2メートル	188.7メートル
	旧	5.2～9.0メートル	99.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市真更川字古屋237番3から同市真更川字沢330番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年10月15日

◎新潟県告示第1139号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和3年10月15日

新潟県知事 花角 英世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和3年8月13日	水品 芳昭	第6861号	死亡
令和3年8月27日	久保田 雅樹	第14832号	申請
令和3年8月27日	長谷川 友美	第16657号	申請
令和3年9月24日	渡辺 勝	第13918号	死亡

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 落札件名及び数量
新潟県教育情報ネットワークシステムネットワーク分離システム用サーバ機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和3年8月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社BSNアイネット
新潟県新潟市中央区米山2丁目5番地1
- 5 落札価格
275,000,000円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和3年7月6日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波凝固切開装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年10月15日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
超音波凝固切開装置 一式

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入場所
新潟県立加茂病院
- (4) 納入期限
入札説明書による。
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-1397
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号
新潟県立加茂病院経営課
電話番号 0256-52-0701
E-mail kaikeil@kamo-hospital.kamo.niigata.jp

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和3年10月25日(月)午後5時

4 入札及び開札の日時及び場所

- 令和3年11月9日(火)午前10時
新潟県立加茂病院1階 多目的ホール

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第14号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年10月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第4（第43条関係）					別表第4（第43条関係）				
1（略）					1（略）				
候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送		候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数		基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
1人又は2人	株式会社新潟放送	1	—	—	1人又は2人	株式会社新潟放送	1	—	—
	株式会社NS T新潟総合テレビ	1				株式会社新潟総合テレビ	1		
3人から5人まで	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1	3人から5人まで	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1
	株式会社NS T新潟総合テレビ	1				株式会社新潟総合テレビ	1		
6人	株式会社新潟放送	2	株式会社新潟放送	2	6人	株式会社新潟放送	2	株式会社新潟放送	2
	株式会社NS T新潟総合テレビ	2				株式会社新潟総合テレビ	2		
3（略）					3（略）				
テレビジョン放送		ラジオ放送			テレビジョン放送		ラジオ放送		
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数		基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	
株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1		株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1	
株式会社NS T新潟総合テレビ	1				株式会社新潟総合テレビ	1			
株式会社テレビ新潟放送網	1				株式会社テレビ新潟放送網	1			

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格決定の基準となる日を次のとおり定めた。

令和3年10月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

被登録資格決定基準日 令和3年10月18日

(ただし、年齢については、令和3年10月31日とする。)

◎新潟県選挙管理委員会告示第58号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和3年10月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和3年10月19日

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月15日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第9条 法第57条第2項の規定に基づき<u>公安委員会</u>が定める軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、<u>次</u>の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの者2人を<u>幼児2人同乗用自転車</u>（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合</p> <p>(ハ)・(ニ) (略)</p> <p>ロ 自転車以外の軽車両には、本来設けられている乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 法第74条の3第5項の規定に基づく安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任及び解任の届出は、自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者にあつては別記様式第7の届出書を、副安全運転管理者にあつては別記様式第7の2の届出書を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記様式第5の2 <u>(第7条の2関係)</u></p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注意事項</p>	<p style="text-align: center;">(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第9条 法第57条第2項の規定に基づき、<u>軽車両</u>の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は<u>次</u>の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ <u>二輪又は三輪</u>の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの者2人を<u>同乗用自転車</u>（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合</p> <p>(ハ)・(ニ) (略)</p> <p>ロ <u>二輪又は三輪</u>の自転車以外の軽車両には、本来設けられている乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 法第74条の3第5項の規定に基づく安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任及び解任の届出は、自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者にあつては別記様式第7の届出書<u>2通</u>を、副安全運転管理者にあつては別記様式第7の2の届出書<u>2通</u>を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記様式第5の2</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注意事項</p>

<p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <p>※ 次のような駐車はできません。</p> <p>● 駐停車禁止場所の駐車（<u>道路交通法第44条第1項及び第75条の8</u>） (略)</p> <p>2～6 (略) (略)</p>	<p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <p>※ 次のような駐車はできません。</p> <p>● 駐停車禁止場所の駐車（<u>道路交通法第44条及び同法第75条の8</u>） (略)</p> <p>2～6 (略) (略)</p> <p>(<u>細則第7条の2</u>)</p>
<p>別記様式第5の3 (<u>第7条の2関係</u>) (表)</p> <p>(略)</p> <p>(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <p>※ 次のような駐車はできません。</p> <p>● 駐停車禁止場所の駐車（<u>道路交通法第44条第1項及び第75条の8</u>） (略)</p> <p>2～6 (略) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第5の3 (表)</p> <p>(略)</p> <p>(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <p>※ 次のような駐車はできません。</p> <p>● 駐停車禁止場所の駐車（<u>道路交通法第44条及び同法第75条の8</u>） (略)</p> <p>2～6 (略) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(<u>細則第7条の2</u>)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の新潟県道路交通法施行細則別記様式第5の2の標章及び別記様式第5の3の標章は、当該各標章の有効期間が満了するまでの間、それぞれこの規則による改正後の新潟県道路交通法施行細則別記様式第5の2の標章及び別記様式第5の3の標章とみなす。